調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を」を加え、「第一項」を「同項」に改め、「必要な調査に関する事務」の下に「（計画課の所掌に属するものを除く。）」を加え、「保全対策課」を「保全管理課」に改め、「（保全技術課の所掌に属するものを除く。）」を、保全技術課は同項の事業によって造成された施設の保全に必要な技術及び調整に関する事務」を削り、同条中第七項を第八項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4　企画情報管理官は、調査及び計画に係る情報の管理及び分析並びに品質の確保に関する専門の事項（調査計画専門官及び環境調査専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百八十二条第四項中「並びに」の下に「企画情報管理官一人、」を加え、「調査課　計画課　保全対策課　保全技術課」を「企画調査課　計画課　保全管理課」に改め、同条第五項中「事務に関する事務を」の下に「、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を」を加え、「第一項」を「同項」に改め、「必要な調査に関する事務」の下に「（計画課の所掌に属するものを除く。）」を加え、「保全対策課」を「保全管理課」に、「保全技術課の」を「環境調整課の」に改め、「、保全技術課は同項の事業によって造成された施設の保全に必要な技術及び調整に関する事務を」を削り、同条中第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6　企画情報管理官は、調査及び計画に係る情報の管理及び分析並びに品質の確保に関する専門の事項（調査計画専門官及び環境調査専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百八十三条第二項中「並びに」の下に「企画情報管理官、」を加え、「調査課　計画課　保全対策課　保全技術課」を「企画課　調査課　計画課　保全管理課」に改め、同条第三項中「事務に関する事務を」の下に「、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を」を加え、「第一項」を「同項」に改め、「必要な調査に関する事務」の下に「（計画課の所掌に属するものを除く。）」を加え、「保全対策課」を「保全管理課」に改め、「（保全技術課の所掌に属するものを除く。）」を、保全技術課は同項の事業によって造成された施設の保全に必要な技術及び調整に関する事務」を削り、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　企画情報管理官は、調査及び計画に係る情報の管理及び分析並びに品質の確保に関する専門の事項（調査計画専門官及び環境調査専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百八十六条の五第二項を削り、同条中第三項を第二項とする。

第三百十二条中「、統計企画調整官二人」を削る。

第三百十八条を次のように改める。

第三百十八条　削除

「第三百二十六条から第三百八十五条まで　削除」を「第三百二十七条から第三百八十五条まで　削除」に改める。

第一章第三節第二款中第三百二十五条を第三百二十六条とし、第三百二十四条を第三百二十五条とし、第三百二十三条を第三百二十四条とし、第三百二十二条の次に次の一条を加える。

（統計指導官）

第三百二十三条　統計企画課に、統計指導官一人を置く。

2　統計指導官は、統計調査員その他の職員の養成に関する事項についての企画及び連絡調整並びに統計の作成に関する技術の指導に関する事務を行う。

第三百八十九条第一項中「三人」を「二人」に改める。

第四百十二条第一項中「管理官八人」を「管理官三人」に、「企画官三人、管理官五人」を「企画官三人」に、「企画官二人、管理官五人」を「企画官二人、管理官二人」に、「五人を置く」を「四人を置く」に改める。

第四百三十条第一項中「、一人」を「一人、九州森林管理局にあっては三人」に改め、同条第二項中「、関東森林管理局の計画部に自然遺産保全調整官一人及び生態系管理指導官一人を」を削り、「東北森林管理局」の下に「、関東森林管理局」を加える。

第四百四十五条第一項中「四国森林管理局」の下に「及び九州森林管理局」を加え、同条に次の一項を加える。

3　九州森林管理局の計画部の企画官は、命を受けて、国有林野その他国有林野事業特別会計に属する国有財産の管理及び処分に関する事項、国有林野事業における技術開発に関する事項のうち森林管理局長が指定する事項並びに国有林野を活用して特定非営利活動法人等が行う自然再生、生物の多様性の保全その他の取組並びに教育職員等が行う森林の有する多面的機能の発揮に関する教育及び学習に対する技術的な指導その他の支援に関する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第四百四十八条の二を削る。

第四百四十九条第一項中「十二人」の下に「及び生態系管理指導官二人」を加え、「を、同部国有林野管理課に鑑定官三人を置き、中部森林管理局」を「及び生態系管理指導官二人を、同部国有林野管理課に鑑定官二人を置き、中部森林管理局」に、「を、同部国有林野管理課に鑑定官二人を置き、近畿中国森林管理局」を「及び生態系管理指導官一人を、同部国有林野管理課に鑑定官二人を置き、近畿中国森林管理局」に改める。

第四百六十九条第一項中「三人」を「五人（東北森林管理局にあっては八人、関東森林管理局及び九州森林管理局にあっては六人）」に改め、同条第二項中「三人」を「八人」に改める。

第四百八十一条中「に必要な伐採」を削る。

第五百四条第一項中「二十六人」を「十二人」に改める。

第五百三十九条第一項中「六人」を「五人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○農林水産省令第三十一号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、農林水産省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

農林水産大臣　赤松　広隆

農林水産省定員規則の一部を改正する省令

農林水産省定員規則（平成十三年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。